

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認函館地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月及び42年12月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年12月から38年3月まで
② 昭和38年8月から同年12月まで
③ 昭和40年4月から41年4月まで
④ 昭和41年12月から42年4月まで
⑤ 昭和42年12月から46年7月まで
⑥ 昭和48年3月から同年6月まで
⑦ 昭和62年4月から平成14年11月まで

平成14年に社会保険事務所へ行き年金記録を調べたところ、厚生年金保険の記録は見つかったが、国民年金の記録が無くおかしいと思っていた。

申立期間は7か所あるが、全部納付していたというわけではない。

昭和45年か46年ころに免除手続をした記憶がある。

昭和41年から57年の間で、集金人が来ていた時期から厚生年金保険に加入するまでの期間について、納付していたかどうか調べてほしい。

また、昭和60年以降、時期ははっきりしないが、役場職員から国民年金保険料を払っているかと聞かれ、払っていると答えた記憶がある。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、元夫と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されたことが国民年金手帳記号番号払出簿で確認できる上、昭和40年7月6日発行の国民年金手帳を保管していることから、加入手続もこのころに行われたことが推認されるものの、申立人と元夫の国民年金手帳記号番号が取消欠番とされていることが昭和56年10月ころに判明しており、取消欠番とする理由が見当たらないことから、行政の記録管理における過誤がうかがわれる。

また、取消欠番が判明した昭和 56 年 10 月以前の申立期間のうち、42 年 4 月及び同年 12 月から 45 年 3 月までの期間については、申立人が町営住宅に居住していた期間及び集金人の存在が確認できる上、申立人が記憶する保険料額及び印紙を国民年金手帳に貼付した記憶が当時の状況と一致する。

一方、申立人の元夫は、取消欠番が判明した時点で、国民年金保険料の納付があったことから、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたものの、当時、厚生年金保険に加入していた申立人は、昭和 60 年 4 月 1 日に厚生年金保険の資格を喪失した以後、国民年金加入の手続がなされた形跡は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立期間 7 か所は、いずれも、平成 17 年 3 月 11 日に、申立人の国民年金加入記録を補正したことによって生じた未納期間であり、申立期間⑦については、申立人の元夫も国民年金加入期間は未納である。

また、申立人は、昭和 40 年 7 月 6 日発行の国民年金手帳のほか、昭和 39 年 1 月から 40 年 3 月までの期間について、昭和 41 年 2 月 22 日に過年度納付した領収書を保管しているが、その時点で、時効で納付できなかった期間も申立期間に含まれている上、特例納付を行ったことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は申請免除の手続をした記憶があるとしているものの、申立人の元夫の就労状況は確認できず、また、当時の申立人世帯の所得状況も確認できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 42 年 4 月及び同年 12 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA町役場における資格取得日に係る記録を昭和47年9月1日に、資格喪失日に係る記録を48年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月1日から48年4月1日まで
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、上記期間について厚生年金保険の加入記録がありませんでした。

私は、A町のB施設で看護師として勤務していました。

厚生年金保険には加入していたと確信しています。加入期間の再調査をお願いいたします。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録及び事業所、同僚の供述から、申立人が申立期間においてA町立B施設に勤務していたことは推認することができる。

また、昭和54年当時、A町役場に提出された申立人の履歴書から、47年9月から町立B施設に勤務し、その後、48年4月1日から当該施設に正職員として採用されていることが確認できる。

さらに、事業主は「当役場の過去の採用（雇用）状況を見ると（臨時職員から正規職員に採用）、このような採用の場合は、まず社会保険（臨時職員）に加入させ、C共済組合（正職員）に加入している職員が多いようです」と回答しており、申立人は、申立期間後に正規職員として採用され共済組合に加入している。

加えて、事業主は、「当時のA町役場の採用者は、大学卒業者以外は臨時職員を経て正職員に採用し、臨時職員の間は厚生年金保険に加入して

いる」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は当該事業所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

標準報酬月額については、当該地域の同業種、同年代の者の社会保険事務所の記録から判断すると、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、当該事業所が申立人に係る厚生年金保険の取得、喪失届を行ったか、厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は不明としているが、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い。また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後の被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年9月から48年3月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

函館国民年金 事案 146

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年4月から60年3月まで
社会保険事務所に記録照会をしたところ、昭和57年4月から60年3月までの保険料が未納との回答をもらった。
証明できる資料がないか自宅と実家を探したが見つけられなかった。
当時、保険料の支払いは実家への仕送りとともに、納付書により郵便局において納めていた。
もう一度調査を行い、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した昭和57年から59年までの期間の源泉徴収票には、57年に社会保険料控除額7,260円の記載があるが、58年及び59年の社会保険料控除額は未記載であり、国民年金保険料を納付していたことを示す他の関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

また、昭和57年度の1か月の国民年金保険料は5,220円であり、57年に加入後、同年に納付すべき国民年金保険料の総額は2万6,100円であることから、源泉徴収票に記載がある社会保険料控除額と差異がある。

さらに、申立人が昭和57年8月に国民年金の加入手続を行ったことは、国民年金手帳記号番号の払出しから確認できるが、国民年金被保険者名簿が現存するA町及び旧B町の国民年金被保険者名簿の国民年金保険料納付記録は未納であり、申立人が主張する納付書の様式についても、社会保険事務所及び関係地方自治体に照会したが確認できず、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらず

ない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

函館厚生年金 事案 66

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年6月20日から24年6月30日まで
② 昭和27年11月1日から29年4月30日まで

昭和23年4月1日からA炭鉱(株)B鉱業所に入社し、24年7月1日にC炭鉱(株)B鉱業所へ名称変更した後も、29年4月末の炭鉱閉山まで勤務していた。勤務期間の給料の明細には健康保険、厚生年金保険、失業保険が差し引かれていた。通年で勤務していたが、年金裁定手続の際に①及び②の厚生年金加入記録が無かった。

再度調査のうえ、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、事業所は既に登記簿上でも廃止され、事業主等は所在不明等で照会不能のため当時の状況は確認できない。

また、申立期間①の当時の同僚等からの供述により、申立期間について当該事業所での勤務は推認することができるが、厚生年金保険料の控除までは確認できない上、申立期間②については、同僚であった弟から、申立人同様の供述があったが、D社会保険事務所保管のC炭鉱(株)B鉱業所の健康保険厚生年金被保険者名簿及びオンライン記録から、申立人及び同僚の弟を含む従業員全員の昭和27年10月30日付けでの資格喪失処理が確認されており、同日付けでの当該事業所の全喪記録も確認できる。これらのことから、当該事業主が何らかの意図を持って同手続を行ったものと思われるが、事業所は既に登記簿上でも廃止され、事業主等は所在不明等で照会不能のため当時の状況は確認できない。

さらに、社会保険庁業務センターの被保険者旧台帳により、申立人に係る厚生年金保険の加入記録において、A炭鉱(株)での昭和23年6月20日付けの資格喪失、24年7月1日付けの再資格取得、26年6月1日付けの資格喪失及びC炭鉱(株)での26年6月1日付け資格取得、27年10月30日付け解散に伴う

資格喪失記録が確認でき、当該事業所の事業所別被保険者名簿の資格喪失記録と被保険者旧台帳の記録が一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情から総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

函館厚生年金 事案 67

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
② 昭和 31 年 8 月 28 日から同年 10 月 1 日まで
③ 昭和 32 年 4 月 1 日から 35 年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A 商会に勤務していた昭和 31 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間及び同年 8 月 28 日から同年 10 月 1 日までの期間 4 か月と、B 連盟に勤務していた 32 年 4 月 1 日から 35 年 10 月 1 日までの期間 42 か月について、厚生年金保険に加入していないことが判明した。実際は、申立期間中は勤務していたので厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が A 商会に勤務していたとする申立期間①及び②について、申立人は、給与から厚生年金保険料を控除されていたと主張するも、申立期間における保険料控除の事実を確認できる給与明細書等の資料は所持していない。

また、社会保険事務所が管理する A 商会の健康保険・厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、申立人の申立事業所における資格取得日は昭和 31 年 6 月 1 日、資格喪失日は 31 年 8 月 28 日と記録されており、この記録以外に申立人の氏名は見当たらず、健康保険整理番号に欠番も無い。

さらに、申立人が A 商会に勤務した当時、従業員は 7 名ほどいたとするが、社会保険事務所が管理する当該事業所の健康保険・厚生年金保険事業所別被保険者名簿によれば、当時の記録上の被保険者数は 4 名であり、事業主は従業員の全員について、厚生年金保険の加入手続を行っていたとは認められない。

申立人が B 連盟に勤務していたとする申立期間③について、同僚の供述から、当該事業所に勤務していたことは推認できるものの、勤務期間について特定することはできず、申立人は、申立期間における保険料控除の事実を確認できる給与明細書等の資料も所持していない。

また、社会保険事務所が管理する B 連盟の健康保険・厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、申立人の申立事業所における資格取得日は昭

和 35 年 10 月 1 日、資格喪失日は 36 年 11 月 1 日と記載されており、この記録以外に申立人の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

さらに、申立人が B 連盟に入社した当時、従業員は 7 名ほどいたとするが、社会保険事務所が管理する当該事業所の健康保険・厚生年金保険事業所別被保険者名簿によれば、当時の記録上の被保険者数は 5 名であり、事業主は従業員の全員について、厚生年金保険の加入手続を行っていたと認められない。

加えて、A 商会及び B 連盟における申立人の雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。